

こども大綱について

1 こども大綱について

(1) こども大綱の閣議決定について

こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針や重要事項を一元的に定める「こども大綱」が令和5年12月22日に閣議決定されました。（参考資料1）

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしており、次の柱を基本的な方針としています。

- ① こども・若者は権利の主体として認識し、今とこれからの最善の利益を図ること。
- ② こどもや若者、子育て当事者とともに進めていくこと。
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること。
- ⑥ 施策の総合性を確保すること。

(2) こども大綱の目標・指標について

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標及び、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定しています。（参考資料1 P.6）

数値目標に対するいわき市の現状を把握するため、今回実施する調査において、設問を追加する予定としています。

(3) 今後の国の動き

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策や、その進捗状況を検証するための指標について「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる予定であり、毎年6月頃にその内容を見直すこととしています。

また、「市町村こども計画」の策定にあたって、今年度末に「自治体こども計画策定ガイドライン」の公表を予定しており、次期計画の策定にあたっては、国の動向を注視し進めて参ります。